



海岸漂着物等地域対策推進事業

平成30年度第2次補正予算（案）
3,100百万円

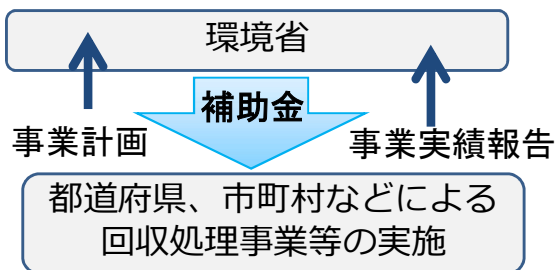
水・大気環境局
海洋環境室

背景・目的

海洋ごみについては、日本全国の各地において計画に基づく回収・処理や発生抑制対策を実施してきたものの、例年にない記録的豪雨や台風による影響で、なお処理しきれない質・量が我が国の沿岸域に多く存在している。これら海洋ごみは漂着後も放置すると再漂流や散乱することになり、船舶の航行や漁業操業、交通インフラ等に長期間にわたり支障を与えるため、回収・処理を緊急に実施する必要がある。

事業スキーム

都道府県に対して補助金を一括交付する。市町村事業への補助は間接補助事業となる。



事業概要

海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

（補助率）

地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1/2

回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10

期待される効果

居住地域に隣接する海岸線の漂流・漂着物等を撤去することにより、台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフラ等の保全を図る。

イメージ

記録的豪雨等により大量に発生した
海洋ごみの及ぼす様々な影響



船舶航行や漁業操業への甚大な影響



交通インフラへの甚大な影響



海洋ごみの回収処理事業等の推進

全国の海洋ごみ対策の推進により、
海洋環境の保全等を図る。

